

原議保存期間	30年(令和38年3月31日まで)
有効期間	一種(令和13年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長  
各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿  
(参考送付先)  
各 附 属 機 関 の 長

警 察 庁 丙 運 発 第 6 号  
令 和 8 年 3 月 1 3 日  
警 察 庁 交 通 局 長

### 特定任意講習の運用について（通達）

特定任意講習については、「特定任意講習の運用について（通達）」（平成27年3月30日付け警察庁丙運発第13号）により運用されているところであるが、所要の改正を行い、下記のとおり定め、令和8年3月13日から実施することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、前記通達は、同日をもって廃止する。

### 記

#### 第1 基本的留意事項

##### 1 講習対象者

地域、職域、生活環境、出身国等に照らし、自動車等の運転に関してほぼ共通の条件下にあると認められる者を、各都道府県の実情に応じて対象とすること。

##### 2 講習指導員

講習指導員は、自動車等の運転経歴や交通安全に関する業務の経歴等を考慮した上で人格、知識、経験及び教育能力において十分な適格性を有する者をもって充てること。

##### 3 講習施設

講習は、運転免許センター、警察署その他の警察施設又は公民館等の講習に適した環境の施設を使用して行うこと。

##### 4 講習用教材

運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習規則」という。）第2条第1項第2号に規定する「教本、視聴覚教材等必要な教材」として、最近の道路交通法令の内容を明示し、自動車等の安全な運転に必要な実践的な知識等を内容とする特定任意講習にふさわしい教本、都道府県の交通実態等を内容とする地方版資料及び危険予測、事故事例等に関する視聴覚教材を必要数整備すること。

なお、講習規則第2条第1項第4号に規定する「自動車等の運転について必要な適性に関する調査で筆記による検査によるものに基づく指導」に用いる検査用紙も必要数整備すること。

##### 5 講習の委託

講習を委託する場合は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の3に定める基準に適合する者を選定すること。

なお、適正な委託契約によって講習の委託を行い、十分な講習水準が維持され、

講習が適正に行われるよう常時指導に当たること。

## 6 予算措置

講習に使用する施設、教材等の整備に必要な予算措置について特段の配慮をすること。

## 第2 講習実施上の留意事項

### 1 学級編成

#### (1) 学級編成の基本

1学級の編成は、講習効果の上がるよう適正な人数で編成すること。

なお、講習施設に応じた収容可能人数を超えないこと。

#### (2) 講習指導員の配置

原則として、1学級につき講習指導員1人、補助者1人を配置すること。

### 2 講習実施方法

講習を実施する際には、視聴覚教材等を積極的に活用するなどして講習効果が高まるよう努めるとともに、受講者の態様に応じ、参加型手法を取り入れたきめ細かな内容の講習となるよう留意すること。

### 3 講習指導案

講習は、別表「特定任意講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」に準拠し、それぞれの都道府県の交通実態に即して重点を選定するなど実質的効果の上がるような内容の講習指導案を作成して実施すること。

### 4 受講期間

特定任意講習は、随時受講することができるが、更新時講習の受講免除の対象となるのは、下記の者に限られることから注意すること。

(1) 更新期間が満了する日における年齢が70歳未満の者で、更新申請書を提出する日前6月以内に特定任意講習を受講しているもの

(2) 免許申請書を提出する日における年齢が70歳未満の者で、同日前1年以内に特定任意講習を受講している特定失効者

(3) 免許申請書を提出する日における年齢が70歳未満の者で、同日前1年以内に特定任意講習を受講している特定取消処分者

### 5 受講申請及び終了証明

講習受講の申請に当たっては、講習受講申請書を提出させることとし、他の都道府県公安委員会の管轄する区域内に住所地がある者から受講申請があった場合でも受講を認めること。

また、講習終了時に終了証明書を発行すること。

### 6 その他

交通の方法に関する教則のうち、昨今の交通事故情勢や制度改正等を踏まえ、特に取り上げて教えることが必要な事項を適切に選定し、受講者に説明すること。

別表 特定任意講習の講習科目及び時間割り等に関する細目

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明			10分以上
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態  (2) 交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	○ 都道府県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え  (2) シートベルト、ヘルメットの着用  (3) 交通事故を起こした加害者の責任  (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	10分以上
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識  (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等		○ 受講対象に応じ、DVD等の視聴覚教材を活用して、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。 ○ 身近な事故事例の説明を行い、それに基づく問題点、なぜ事故が起きたのか、どうすれば回避できたかなどについて、自ら考えさせ意見を出させ討論させる。	40分以上
4 運転適性についての診断と指導	(1) 筆記による診断と指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導 (3) 運転シミュレーター操作による診断と指導 (4) 実車による診断と指導	実技等 教本、運転適性検査器材、運転シミュレーター、自動車、視聴覚教材等	○ 所要の運転適性検査用紙により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転適性検査器材により実施し、診断結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転シミュレーターを操作させ、交通事故やその他危険場面等について疑似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づいて指導を行う。 ○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故や違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づいて指導を行う。	60分以上
講習時間合計				120分以上

※ 講習科目4の細目は、重点を絞り選択して実施すること。